

問 合 せ 先	中区保険年金課 (504-2555)
	東区保険年金課 (568-7711)
	南区保険年金課 (250-8941)
	西区保険年金課 (532-0933)
	安佐南区保険年金課 (831-4929)
	安佐北区保険年金課 (819-3909)
	安芸区保険年金課 (821-4910)
	佐伯区保険年金課 (943-9712)

国民健康保険医療費の一部負担金の減免

1 支援策の内容

国民健康保険医療費の一部負担金の全部又は一部が減免されます。

2 対象者（要件等）

次の要件を満たす者

- (1) 世帯主が震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害※を受けたこと。
 ※ り災証明書に記載された損害が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」又は「床上浸水」に該当する者については、損害金額が資産の10分の2以上であるものとみなし、減免対象とします。
- (2) 世帯主及び当該世帯に属する被保険者の実収月額が生活保護基準額の130パーセント以下であり、かつ預貯金額の合計が生活保護基準額の6か月未満の世帯に属する被保険者であること。

3 手続きの方法

申請に必要な書類

- (1) 国民健康保険一部負担金減免徴収猶予申請書
- (2) り災証明書
 ※ 災害により死亡もしくは障害者となった場合は、被災証明書又はり災証明書、死亡診断書又は死体検案書、身体（精神）障害者手帳を持参してください。
- (3) 生活困窮であることを明らかにできるもの
 収入を証明するもの及び預金通帳等。収入を証明するものがない場合は、申立書を提出してください。
- (4) 家賃の額を明らかにできるもの
- (5) 委任状
 世帯員以外の代理人による申請の場合は、委任状が必要です。委任状がない場合はその旨を申し立てていただき、運転免許証等により代理人の本人確認を行います。

4 減免期間

減免期間は、減免申請又は初診の日の属する月から3か月間です。

当該減免期間を超えて減免を行う必要がある場合は、再申請が可能です。ただし、その減免期間は、当初の減免を受けた日の属する月から起算して6か月を超えない期間です。

5 申請期限

申請期限は、災害が発生した日の属する月の翌月から起算して1年以内です。

6 その他

受付は、原則として住所地の区で行いますが、事情がある場合は、それ以外の区でも受付ができます。詳しくは、区保険年金課にご相談ください。